

二本松で暮らす

今月号では、「二本松」で
幸せに暮らせるよう、
市が実施しているサポート
事業の一部をご紹介します。



二本松で暮らす

住む

あなたを待つ にほんまつ

市では、市内へ定住してもらうため、独自の助成事業を展開しています。

私たちは、住みやすいまち「にほんまつ」であなたをお待ちしています。

補助種別		対象者	補助金額等
空き家の改修	改修工事費	・ 移住されてきた方 ・ 市内に居住している新婚、子育て世帯 ・ 二地域居住者 ・ 既空き家居住者(令和6年4月1日以後に購入、賃借したものに限る)	最大150万円 (補助対象経費の1/2以内)
	ハウスクリーニング費等		最大 30万円 (補助対象経費の1/2以内)
空き家の除却 ※建て替えを伴う解体工事費			
空き家の状況調査 ※既存住宅状況調査、同調査報告作成費		所有者、購入予定者、賃借予定者、相続予定者	最大 4万円 (補助対象経費の1/2以内)

補助金

01 空き家を有効活用！ 住んでにほんまつ 空き家対策総合支援事業

●この補助金の空き家の要件
市内の住宅で、売買契約または賃貸借契約を締結した日の前日までに1年以上の間、居住していない状態にあるもの
(所有者が賃貸借を目的に所有・管理しているものを除く)

02 空き家をリフォームする方へ 空き家改修助成金

●この補助金の空き家の要件
市内の住宅で、売買契約または賃貸借契約を締結した日の前日までに3カ月以上の間、居住・使用をしていない状態にあるもの
(所有者が賃貸借を目的に所有・管理をされているもの、また、空き家の所有者が3親等以内の親族である場合を除く)

対象者(要事前申請)

新たに市内に転入する方で、空き家を改修(リフォーム)し、定住しようとする意思があるなどの要件を満たす方

助成対象工事

・工事費が20万円以上で、台所や浴室、トイレ、洗面所、屋根などのリフォーム工事

※空き家の購入・賃貸借契約を締結して1年以内に契約した工事が対象となります。

助成金の額

最大50万円(助成対象工事費用の2分の1以内)

住む

03

住宅を購入する方へ

移住促進住宅取得奨励金

支給対象者(要事前申請)

- ・新たに二本松市に転入する方で、住宅取得契約時に39歳以下で、配偶者または年齢が18歳未満の子を有している方

- ・住宅取得契約が令和6年4月1日以後で、令和7年4月1日以後に住宅を取得する方

【新築住宅取得の場合】

市内に新築住宅を取得する方

【中古住宅取得の場合】

- ・建物表示登記後5年以上経過した中古住宅を取得する方

(市内の不動産業者が売り主または仲介する物件に限ります。)

※その他、要件あり。

助成金の額

最大36万円(助成対象費用の10分の1以内)

04

県外移住してくる方へ

来てにほんまつ住宅取得支援事業補助金

支給対象者(要事前申請)

・二本松市に永住する意思を持つて居住する県外在住者(住宅取得の契約日に住所が県外)

- ・住宅の売買契約日から起算して1年前までに世帯員全員が本市に住所を有しない方

- ・補助対象住宅の契約日から1年以内に申請を行う方

※その他、要件あり。

補助額

最大200万円(補助対象経費の2分の1以内)

05

結婚して二本松市に来る方へ

結婚新生活支援事業対象者

対象者

- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、新たに住宅を取得する、または新たに市内の民間賃貸住宅を借りる新婚夫婦のうち、次の要件を全て満たす方

・夫婦の所得合算額が500万円未満

支給対象要件

- ・婚姻届提出日における夫婦双方の年齢が39歳以下

- ・令和8年3月31日までに、市内の民間賃貸住宅の契約を締結し、夫婦の双方または一方が居住夫婦の双方または一方が、本市に住民登録があり、生活の本拠が本市にある

- ※その他、要件あり。

・新たに住宅を取得する費用(土地代、ローン手数料を除く)

・民間賃貸住宅物件の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

・住宅物件の機能の維持、向上を図るリフォーム費用(倉庫、家電設置に係る経費等は対象外)

・運送業者等に支払う引越費用

・新生活の準備金(家具、家電、食器、衣類、日用品等)

・新婚夫婦の生活費(食料、光熱費、通信費等)

・新婚夫婦の医療費(健康保険料、国民健康保険料等)

・新婚夫婦の教育費(学費、教材費等)

06

三世代以上で暮らす方へ

多世代同居住宅改修助成

●同居世代とは?

・祖父母、父母、子、孫などが同居する世代

支給対象者(要事前申請)

- ・申請日の1年前から実績報告書の提出日までに、新たに「同居世代」が増加し、三世代以上で同居する方

※婚姻によって同居者が増える場合は、三世代以上の同居で可。

(同居世代の増は問いません)

※その他、要件あり。

助成対象工事

・機能の向上を伴う住宅内部の改修(リフォーム)で、次の条件を満たしている工事

- ・工事費用が20万円以上

- ・契約日が令和7年4月1日以降

※太陽光発電やエアコンの設置などの備品購入は補助対象外

助成金の額

最大36万円(助成対象工事費用の2分の1以内)





07

二本松市に就職する方へ①
大卒等定住促進奨励金

大卒者等の定住促進を図り、若い世代の人口減少を抑制することを目的に、大学等を新規に卒業して市内へ定住し、就労する方に奨励金を支給します。

支給対象者(要事前申請)

- ・学校教育法に規定する大学、大学院の修士課程、大学院の博士課程、短期大学、専修学校の専門課程および高等専門学校を卒業して1年以内の方

- ・二本松市内の事業所または二本松市内に本店のある市外の事業所に新規で正社員または正職員として雇用され、二本松市内に定住する方(公務員、契約社員、嘱託、パート、アルバイト、臨時雇用者は除く)

- ・正規雇用された時点において、奨学金の返済残高がある方

- ・二本松市内に永住の意思を持って居住している方

支給の方法

交付決定後、1年経過の後に3年間にわたって支給します。

奨励金の額 最大30万円(3年間)

08

二本松に就職する方へ②
地方就職学生支援事業
補助金

東京圏内大学を卒業後、福島県内に就職し、二本松に移住する予定の大学生に対して、就職活動にかかる交通費の補助を行います。

補助対象経費

県内企業(内定を受けた企業に限る)に就職するために受けた面接、試験に要した往復交通費

支給対象者(要事前申請)

- ・東京圏内に継続して居住しており、大学の卒業年度において、東京圏内の大学を卒業する見込みの方

- ・福島県内の企業へ無期雇用契約で就職が内定している方

- ・卒業後に内定企業に就職し、かつ補助金の申請日から1年以内に本市に転入し、5年以上継続して本市に居住する意思があること

補助額

最大80,000円(補助対象経費の2分の1以内)

◎問い合わせ:

0155-0406508

秘書政策課総合政策係移住窓口

☎(24) 7120

Fax(22) 7023

05 子育て支援課子育て支援係

☎(55) 5094

Fax(22) 1547

